

特定非営利活動法人あかねグループ

定 款



〒984-0823

仙台市若林区遠見塚1丁目5番35号

TEL 022-285-0945

FAX 022-282-4788

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 あかねグループと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人の事務所は、宮城県仙台市若林区遠見塚 1 丁目 5 番 35 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、地域の福祉拠点として、住民誰もが参加しやすいボランティア活動の場の提供と、特に高齢者が在宅で暮らすことの出来るサービス提供事業等を行って、地域社会の福祉の発展と住民の生涯学習に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行うことが出来る。

- (1) 福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ①家事援助や介護者の介助、および介護に関する事業
 - ②高齢者への食事サービスに関する事業
 - ③介護保険制度に関する事業及び予防訪問介護事業に関する事業
 - ④研修・啓発等の事業
 - ⑤ボランティアを受け入れコーディネートする事業
 - ⑥託児事業
 - ⑦福祉有償運送サービスに関する事業
 - ⑧その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ①出版・書籍販売事業
 - ②仕出し事業
 - ③講座企画事業
 - ④チャリティイベント事業

2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 6 条 この法人の会員は次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）に定める社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、会費を納める個人。
- (2) その他の会員 別に規則において定めた会員。

(入会)

第 7 条 会員として入会を希望する者は、別に定める入会申込書により理事長に申し込み、理事長は、拒否する正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、別に定める退会届けを理事長に提出し、任意に退会することが出来る。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員は、次の各号の事由により、会員資格を喪失する。

- (1) 第 9 条により退会届けを提出したとき
- (2) 会費を一年以上納めないとき
- (3) 本人が死亡、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 団体が消滅したとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第 11 条 会員が、この法人の定款等に違反したり、又は名誉を毀損する行為等があったときは、当該会員に弁明の機会を与えた後、総会の決議により除名することができる。

(会費等の不返還)

第 12 条 既納の正会員の会費、その他の拠出金品は、これを返還しないものとする。なお、正会員でない会員の会費等についても返還はしないものとする。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上とする
 - (2) 監事 1人以上とする
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、正会員の中から総会の議決により選任する。

- 2 理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務等)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した理事がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づいて業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要なときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠、又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪え得ないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(役員報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(会議の種別)

- 第 19 条 会議は、総会および理事会とする。
- 2 総会は、通常総会および臨時総会とし、正会員をもって構成する。理事会は、理事をもって構成する。

(会議の機能)

- 第 20 条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算の決定
 - (5) 事業報告及び活動決算の承認
 - (6) その他、理事会が必要と認めた重要な事項
- 2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、この法人の業務の執行に関する事項

(会議の開催)

- 第 21 条 通常総会は毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求があった場合
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合
 - 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めた場合
 - (2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合

(招集)

- 第 22 条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から

1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合は、日時及び場所、ならびに会議の目的たる事項及びその内容を、少なくとも開催日の5日前迄に書面又は、電磁的方法を以って通知しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合は、日時および場所、ならびに会議の目的たる事項およびその内容を、少なくとも開催日の5日前迄に書面又は、電磁的方法を以って通知しなければならないが、緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときにはこの限りでない。

(定足数)

第23条 総会は正会員、理事会は理事の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。

(議長)

第24条 会議の議長は、理事長または理事長の指名による。

(議決)

第25条 この定款に規定するもののほか、総会の議事は出席した正会員の過半数、理事会の議事は出席した理事の3分の2以上の同意で決する。

- 2 総会における正会員の表決権、または理事会における理事の表決権は、平等とする。

(書面表決等)

第26条 総会に出席できない正会員、または理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法又は代理人への表決の委任をもって表決権を行使することが出来る。

- 2 前項の規定により表決権を行使する正会員又は理事は、第23条、第25条第1項及び第27条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 議長は、総会及び理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数 [書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること]
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第 5 章 事務局

(設置、職員の任免、組織運営)

第 28 条 この法人は事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長 1 名、事務局スタッフを数名置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分及び会計の区分)

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

- 2 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 33 条 この法人の事業計画、及びこれに伴う活動予算は理事長が作成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認をえなければならない。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第35条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第36条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

(残余財産)

第37条 この法人が解散〔合併または破産手続き開始の決定による解散を除く〕の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人または公益社団法人または公益財団法人に譲渡するものとする。

第8章 雑則

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報および河北新報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(実施規則)

第 39 条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず以下の金額とする。
 - (1) 正会員 個人：月会費 800 円
 団体：年会費 一口 10,000 円（一口以上）
 - (2) その他の会員 準会員：月会費 400 円
 賛助会員：年会費 5,000 円
 利用会員：月会費 200 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	藤田	佐和子
理 事	神山	正子
理 事	渡邊	さかい
理 事	近藤	文子
理 事	寒河江	良子
理 事	佐藤	榮子
理 事	伊藤	美子
理 事	酒井原	英子
理 事	東海林	哲子
理 事	大内	郁子
理 事	鈴木	清子
理 事	武田	美江子
監 事	福永	隆子
監 事	佐々木	悦子
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 3 年 5 月 3 1 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 3 2 条の規定にかかわらず、法人設立の日から平成 1 2 年 3 月 3 1 日迄とする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第 3 3 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この定款は、宮城県知事の認証があった日から施行する。
平成13年1月19日、事務所の移転のため、第2条変更登記

附 則

この定款は、宮城県知事の認証があった日から施行する。
平成18年9月13日、活動の充実のため、第5条変更登記

附 則

この定款は、仙台市長の認証があった日から施行する。(平成25年1月8日)

附 則

この定款は、仙台市長の認証があった日から施行する。(平成26年12月5日)

附 則

この定款は、仙台市長の認証があった日から施行する。(平成 年 月 日)